

和歌山県社会福祉施設等設備災害復旧費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象（以下「災害」という。）により備品設備等に被害を受けた介護事業所及び施設等（以下「被災事業所等」という。）の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）、令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱（令和8年6月30日付け厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知の別紙。）、令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧事業（介護事業所・施設等復旧支援事業分）実施要綱（令和8年6月30日付け厚生労働省発老0630第1号厚生労働省老健局長通知の別紙。）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表①欄に定める区分であって、②欄に定めるもののうち、市町村（中核市を除く。以下同じ。）又は民間事業者が設置する被災事業所等について、当該設置者が行う設備災害復旧事業とする。

(補助対象経費)

第3 補助対象事業における補助金交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、被災事業所等の事業再開に必要な需用費、旅費、賃金、役務費、委託料（耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む。）、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）とする。

2 次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む。）
- (3) 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用（敷金、保証金等）
- (4) 高齢者に対する介護サービス等の提供に資することのないもの。
- (5) 災害により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの（当該備品購入が、効率的な介護サービス等の提供に資する場合を除く。）。
- (6) 福祉用具貸与事業所の備品のうち、その貸与により、介護保険法第40条に規定する介護給付又は介護保険法第52条に規定する介護予防給付の対象となるもの。

(7) その他、復旧支援事業として適当と認められないもの。

(補助金の交付額)

第4 この補助金の交付額は、被災事業所等を設置する市町村又は民間事業者ごとに、次に掲げる算出額のうち最も少ないものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表①欄の区分に定める被災事業所等ごとの数に③欄の基準額を乗じて得た額を合計した額

(2) 前条で定める補助対象経費の実支出額

(3) 総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
設備災害復旧費所要額 内訳書	別記第1号様式	2部	別に知事が定める日
事業計画書	別記第2号様式	2部	
歳入歳出予算書(見込 書)抄本		2部	
役員名簿(法人の場合)	任意	2部	
被災状況がわかるもの (罹災証明書、罹災届 出証明書、被災証明書、 廃車証明書又は事業所 に備え付けている備品 台帳等の写し)		2部	

2 前項の申請を行うに当たっては、この補助金に係る第7の8に規定する消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第1項の申請は、申請しようとする設備災害復旧事業に係る補助対象経費の額が30万円以上でなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第6 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
設備災害復旧費精算額 内訳書	別記第 3 号様式	2 部	別に知事が定める日
事業実績報告書	別記第 4 号様式	2 部	
歳入歳出決算書（見込 書）抄本		2 部	

（交付の条件）

第 7 この補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- （１）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- （２）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- （３）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- （４）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （５）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円（補助対象事業を行う者が市町村以外の者の場合は、30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- （６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （７）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- （８）交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合（当該仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税等仕入控除税額報告書（別記第 5 号様式）を速やかに、遅くとも知事が別途定める日までに知事に提出しな

なければならないこと。この場合において、補助対象事業を行う者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告の内容に基づき報告を行うこと。

なお、知事へ報告書を提出した結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

- (9) 補助対象事業を行う者が市町村の場合は、この補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした和歌山県社会福祉施設等設備災害復旧費補助金調書（別記第6号様式）を作成し、当該補助対象事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理するとともに（補助対象事業を行う者が市町村以外の者の場合は、この補助金と補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに）、これらの書類を当該補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（補助対象事業を行う者が市町村以外の者の場合は、30万円）以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 市町村以外の者が補助対象事業を行うために締結した契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠していること。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けていないこと及び受けてはならないこと。
- (12) この補助金の交付の際に付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがあること。

（変更の承認）

第8 第7（1）及び（2）の規定により知事の承認を受けようとするときは、和歌山県社会福祉施設等設備災害復旧費補助金変更承認申請書（別記第7号様式）に設備災害復旧費所要内訳書（別記第1号様式）及び事業計画書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（中止及び廃止の承認）

第9 第7（3）の規定により知事の承認を受けようとするときは、和歌山県社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（中止・廃止）承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出しな

ければならない。

(その他)

第10 知事は、規則又はこの要綱に定めるほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月25日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表

①区分	②定義	③基準額
(1) 訪問介護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護又は第一号訪問事業を行う事業所	4,500千円
(2) 訪問入浴介護事業所	介護保険法に規定する訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護を行う事業所	4,500千円
(3) 訪問看護事業所	介護保険法に規定する訪問看護又は介護予防訪問看護を行う事業所	4,500千円
(4) 訪問リハビリテーション事業所	介護保険法に規定する訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを行う事業所	4,500千円
(5) 通所介護事業所	介護保険法に規定する通所介護又は第一号通所事業を行う事業所	4,500千円
(6) 通所リハビリテーション事業所	介護保険法に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを行う事業所	4,500千円
(7) 短期入所生活介護事業所	介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を行う事業所	4,500千円
(8) 短期入所療養介護事業所	介護保険法に規定する短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業所	4,500千円
(9) 特定施設入居者生活介護事業所	介護保険法に規定する特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護事業所又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所	4,500千円
(10) 福祉用具貸与事業所	介護保険法に規定する福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	4,500千円

(11) 居宅介護支援事業所	介護保険法に規定する居宅介護支援を行う事業所	4, 500 千円
(12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所	4, 500 千円
(13) 夜間対応型訪問介護事業所	介護保険法に規定する夜間対応型訪問介護を行う事業所	4, 500 千円
(14) 地域密着型通所介護事業所	介護保険法に規定する地域密着型通所介護又は第一号通所介護を行う事業所	4, 500 千円
(15) 認知症対応型通所介護事業所	介護保険法に規定する認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所	4, 500 千円
(16) 小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所	4, 500 千円
(17) 認知症対応型共同生活介護事業所	介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所	4, 500 千円
(18) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所	介護保険法に規定する複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を行う事業所	4, 500 千円
(19) 養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム	4, 500 千円
(20) 特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム	4, 500 千円
(21) 軽費老人ホーム	老人福祉法に規定する軽費老人ホーム	4, 500 千円

(22) 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設	4, 5 0 0 千円
(23) 介護医療院	介護保険法に規定する介護医療院	4, 5 0 0 千円
(24) 地域包括支援センター	介護保険法に規定する地域包括支援センター	4, 5 0 0 千円
(25) 介護予防拠点	「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号医政局長、老発0912第1号老健局長、保発0912第2号保険長通知）に基づく介護予防拠点	4, 5 0 0 千円